

(素案)

(仮称)富士見市障害者支援計画

第2期富士見市障害福祉計画(案)

第2次富士見市障害者計画(案)

平成20年12月
富士見市

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の構成と位置づけ	4
3 計画の期間	6
4 計画の基本的理念	6
第2章 障害者の状況	7
1 障害者手帳の所持者数	7
2 サービスの利用実績等	10
第3章 計画の推進	15
1 関係機関との連携	15
2 障害当事者等の参画	15
3 計画の達成状況の点検及び評価	15

第2部 障害福祉計画

第1章 福祉計画の体系図	17
1 地域生活への移行の推進	18
2 総合的な就労支援の推進	26
3 相談支援体制の充実	29
4 コミュニケーション・社会参加の支援の充実	30

第3部 障害者計画

第1章 障害者計画の施策体系図	34
第2章 施策の展開	39
1 健康で安心してらせるまち	40
2 可能性を広げられるまち	54
3 快適にくらせるまち	63

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

障害のある人の生活を取り巻く制度や環境は、近年、大きく変容しつつあります。平成15年4月からは「障害のある人が利用するサービスを行政が決める」措置制度から、「利用者が自らサービスを選択する」支援費制度へと移行し、これにより「措置から契約」による福祉サービス利用へ、また「施設から地域へ」と地域での生活を重視する方向に変わってきました。

本市においても、このような理念を踏まえ、平成17年3月に策定した「富士見市障害者計画（平成17年度～21年度）」に基づき、障害のある人がくらしやすいまちをつくっていくための施策の推進に努めてきました。

平成18年4月に施行した障害者自立支援法は、支援費制度を更にすすめ、障害のある人の地域移行や就労移行を一層明確にしました。法の施行から3年を迎え、各サービスを取り巻く状況にも変化がみられます。

また、障害者自立支援法は、障害のある人等の自己決定と自己選択の尊重、地域生活や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を基本理念とする「障害福祉計画」の策定を地方自治体に義務づけました。

これに伴い市では、この法に基づく障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業の実施を図るため、平成19年3月に「富士見市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」を策定しました。

本計画は、これら2つの計画を同時に見直し、障害者施策の理念とサービスの具体的な数値目標を明確にすることで、富士見市の障害者施策の円滑な推進を図ることを目的に、障害者支援計画として策定するものです。

2 計画の構成と位置づけ

この計画は次のような構成と位置づけとなっています。

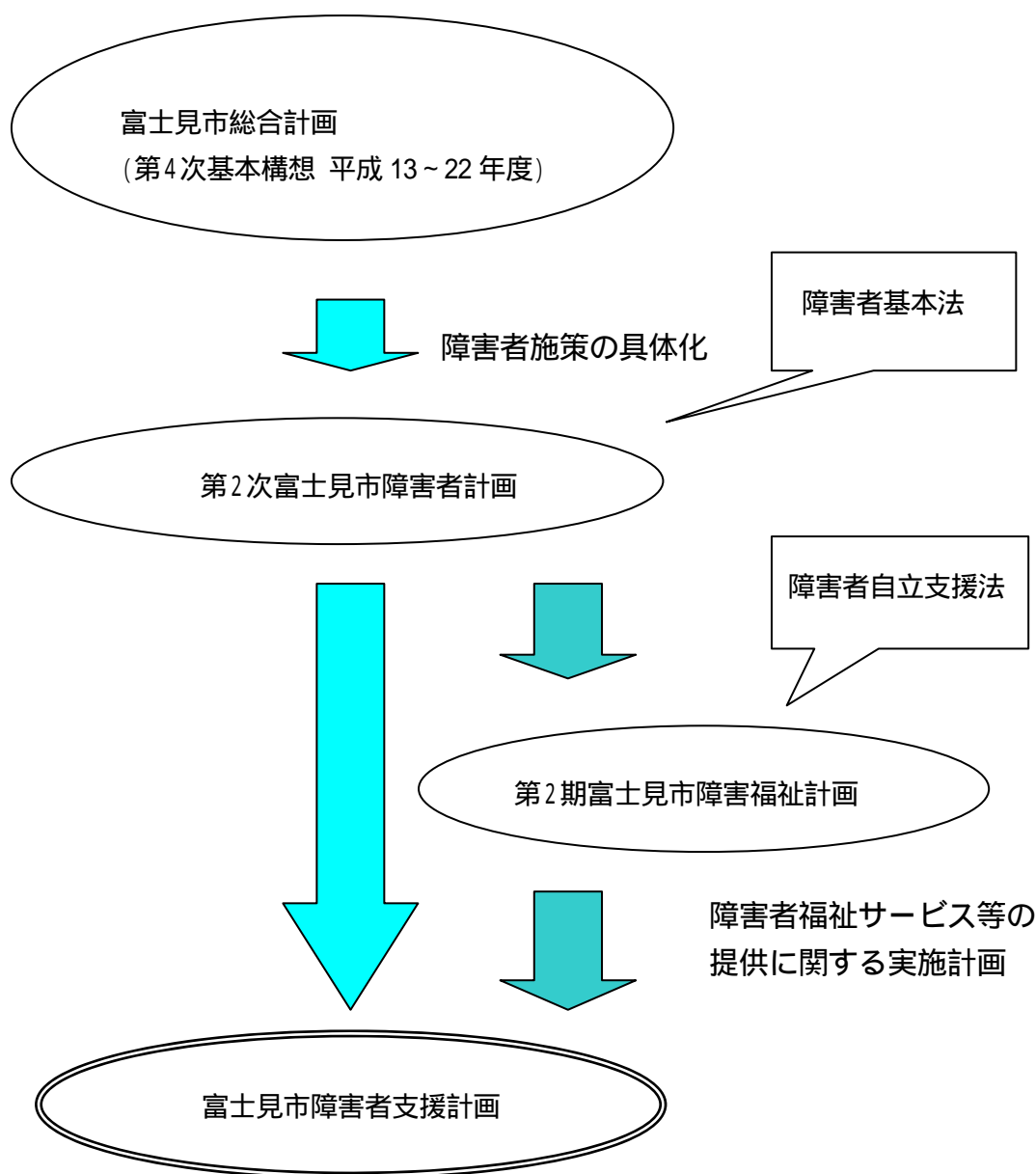
この計画の第1部は、総論として計画の基本的な考え方などを示しています。

この計画の第2部は、障害者自立支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に相当します。

この計画の第3部は、障害者基本法第9条第3項に定める「市町村障害者計画」に相当します。

第1期富士見市障害福祉計画第1編第1章4「計画の期間」において、第2次障害者計画と第2期障害福祉計画を一体的に策定することを定めており、障害者計画を1年前倒しして、障害福祉計画とともに同時に見直し、障害者支援計画として策定するものです。

計画の位置づけ



【参考】

関係法令

障害者自立支援法 第88条（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (2) 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (4) その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事業を勘案して作成しなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(以下略)

障害者基本法 第9条（障害者基本計画等）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）を策定しなければならない。

3 計画の期間等

本計画の期間は、平成21年度から平成23年度とし、平成23年度までの障害者施策の展開と福祉サービスの数値目標等を設定します。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
富士見市 障害福祉 計画	第1期富士見市障害福祉計画 (平成18年度~平成20年度)			富士見市障害者支援計画 ・富士見市障害福祉計画 ・富士見市障害者計画 (平成21年度~平成23年度)		
	富士見市障害者計画(平成17年度~平成21年度)					
富士見市 障害者 計画	富士見市障害者計画(平成17年度~平成21年度)					

4 計画の基本的理念

この計画は、障害のある人もない人も、誰もが住みなれた地域で普通のくらしを送れる社会の構築をめざした「ノーマライゼーション」の理念、障害のある人が心身機能の回復だけでなく、全人間的な復権の実現をめざす「リハビリテーション」を理念とした前計画を踏まえ、先にわが国が署名した国連の「障害者権利条約」における「ソーシャルインクルージョン」の理念、及び「ユニバーサルデザイン」の理念に基づいた共生社会の実現を基本理念とします。

障害のある人を社会の一員として包み支えあうためにも、誰も排除されない、誰も差別されない、共に生き、支えあう社会が求められています。

また、はじめからすべての人が利用しやすいまち、施設、物（製品）、環境、サービスなどをつくらうとする考え方があたりまえになれば、共生社会はもっと広がるはずです。

この計画は、このような社会の実現を目指して、障害のある人に関する施策と福祉サービスを総合的・計画的に推進するために策定したものです。

ソーシャルインクルージョンとは、「社会的包含」とも訳され、「あらゆる人を包み込む社会」の意味とされています。国連の障害者権利条約でも規定され、新しい社会福祉の視点となっています。

第2章 障害者の状況

1 障害者手帳の所持者数

(1) 概要

本市における障害者手帳の所持者数は、毎年少しずつ増えています。

ここ5年間の状況をみると、身体障害者手帳所持者は、平成15年度の2,325人から平成19年度には2,465人へと140人の増加となっています。また、療育手帳所持者は408人から469人へ、精神障害者保健福祉手帳所持者は146人から246人へと、それぞれ増加しています。

人口に占める比率は平成19年度で、身体障害者手帳所持者が2.3%、療育手帳所持者が0.4%、精神障害者手帳所持者が0.2%となっています。

手帳所持者数の推移（人）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	増加率 (H19/H15)
総人口 (住民基本台帳)	103,954	103,628	103,464	103,485	103,952	1.00
身体障害者 手帳所持者	2,325 (2.24%)	2,361 (2.28%)	2,465 (2.38%)	2,456 (2.37%)	2,465 (2.37%)	1.06
療育手帳 所持者	408 (0.39%)	418 (0.40%)	438 (0.42%)	454 (0.44%)	469 (0.45%)	1.15
精神障害者 保健福祉 手帳所持者	146 (0.14%)	177 (0.17%)	207 (0.20%)	226 (0.22%)	246 (0.24%)	1.68

()内は市の総人口に占める割合

注：各年度末3月31日現在

(2) 身体障害者

障害種別にみると(平成19年度) 肢体不自由が最も多く1,453人、次いで内部障害が687人、視覚障害は235人などとなっています。また、等級については、5・6級が減少傾向にあるのに対し、1級が1.14、2級が1.08、3級が1.11となっており、重度の障害のある人の増加傾向がうかがえます。

身体障害者手帳の交付状況[障害種別](人)

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	内部障害	総数
15	1,307	225	171	31	590	2,324
16	1,319	236	167	30	609	2,361
17	1,377	242	170	35	641	2,465
18	1,381	235	157	38	645	2,456
19	1,453	235	158	40	687	2,573

注：各年度末3月31日現在

年度別障害等級別手帳所持者数(人)

年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
15	766	421	376	479	155	128	2,325
16	787	426	377	495	151	125	2,361
17	832	434	382	529	155	133	2,465
18	834	430	401	527	142	122	2,456
19	876	453	419	565	142	118	2,573
19年/15年比	1.14	1.08	1.11	1.18	0.92	0.92	1.11

注：各年度末3月31日現在

(3) 知的障害者

年齢別にみると(平成19年度) 18歳未満が126人、18歳以上が343人となっています。また、等級については、最重度が109人(全体に占める割合：23.2%)、重度が135人(28.7%)です。

ここ5年間の人数の推移では、重度及び軽度の人増加率が高くなっています。

療育手帳の交付状況[年齢別・程度別]（人）

年度	全 体					18 歳未満					18 歳以上				
	全体計	最重度	重度	中度	軽度	18 歳未満計	最重度	重度	中度	軽度	18 歳以上計	最重度	重度	中度	軽度
15	408	95	115	124	74	115	29	25	36	25	293	66	90	88	49
16	418	99	110	127	82	120	32	20	37	31	298	67	90	90	51
17	438	103	118	131	86	133	34	30	36	33	305	69	88	95	53
18	454	106	127	128	93	129	26	33	33	37	325	80	94	95	56
19	469	109	135	127	98	126	26	38	26	36	343	83	97	101	62
19年 /15年 比	1.15	1.15	1.17	1.02	1.32	1.10	0.90	1.52	0.72	1.44	1.17	1.26	1.08	1.15	1.27

注：各年度末3月31日現在

（４）精神障害者

平成19年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者は246人、等級別比率では2級（56.9%）が高く、増加率では3級（1.93）が高くなっています。

障害等級別比率（%）

平成19年度

手帳等級	1 級	2 級	3 級	計
比率（%）	9.4	56.9	33.7	100

精神障害者保健福祉手帳所持者数（人）

手帳等級 年度	1 級	2 級	3 級	計
15	13	90	43	146
16	13	114	50	177
17	20	120	67	207
18	26	128	72	226
19	23	140	83	246
19年/15年比	1.77	1.56	1.93	1.68

注：各年度末3月31日現在 自立支援医療対象者(精神通院医療公費負担分)平成19年3月末現在762人

2 サービスの利用実績等

(1) 障害程度区分認定者数(人)

平成20年10月現在の障害程度区分認定者数は、下記のとおりです。
重複障害は身体・知的や身体・精神等の複数障害を示しています。

	身体	知的	精神	重複障害	合計
区分1	3	4	2	0	9
区分2	8	15	4	1	28
区分3	5	22	2	3	32
区分4	1	23	1	5	30
区分5	6	30	1	5	42
区分6	4	22	0	9	35
合計	27	116	10	23	176

(2) 訪問系サービス

在宅生活を支援する訪問系サービスの実績は下記のとおりで、19年度で見込み量を超えています。

訪問系サービス

	平成19年度実績		平成19年度見込み
	利用時間		総利用時間
総利用時間	6,443.5時間	536時間/月 114.8%	467時間/月
居宅介護	5805時間		
重度訪問介護	440時間		
行動援護	198.5時間		
重度障害者等包括支援	0時間		

比率(%)は見込み量に対する達成率

(3) 日中活動系サービス

施設への通所や入所施設で昼間、介護や訓練等を提供するサービスです。
障害者自立支援法へのサービス移行が必ずしも進んでいないことやサービス施設がないという状況もあって、実績に片寄りがみられています。

特に利用受け入れ可能な就労継続支援A型、療養介護のサービス提供事業所が、市の近隣にはありません。

日中活動系サービス

サービスの種類	平成19年度実績		平成19年度見込み
	サービス利用量	月あたり利用量	月あたり利用量
生活介護	10,898人日	908人日/月 158.7%	572人日/月
短期入所	658人日	54人日/月 135.0%	40人日/月
自立訓練(機能訓練)	133人日	11人日/月 50.0%	22人日/月
自立訓練(生活訓練)	0人日	0人日/月	22人日/月
就労移行支援	365人日	30人日/月 12.4%	242人日/月
就労継続支援A型	0人日	0人日/月	0人日/月
就労継続支援B型	2,167人日	180人日/月 264.7%	68人日/月
児童デイサービス	4,221人日	351人日/月 78.7%	446人日/月
療養介護	0人	0人	2人分

比率(%)は見込み量に対する達成率

「人日分」=月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(4) 居住系サービス

ケアホーム、グループホームの入所は、市外施設の入所となっています。

サービスの種類	平成19年度実績	平成19年度見込み量
施設入所支援	48人 76.2%	63人
ケアホーム グループホーム	6人 200%	3人

比率(%)は見込み量に対する達成率

(5) 旧体系サービス

旧法の入所や通所サービスで、平成23年度末には障害者自立支援法でのサービスに移行する予定です。

平成19年度実績	
日中活動系(旧入所サービス分)	日中活動系(旧通所サービス分)
サービス利用量	サービス利用量
24,013 人日	14,686 人日

*このサービスの見込み量は設定されておりません。

(6) 生活ホーム

住宅を確保することが困難な障害のある人に住宅の場を提供するものです。

生活ホーム	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	利用者数	利用者数	利用者数
	2人	2人	4人
	2施設	2施設	4施設

*このサービスの見込み量は設定されておりません。

(7) 地域デイケア

心身障害者地域デイケア施設の利用者数は、平成19年度に「工房ゆい」が障害者自立支援法体系の事業所に移行したことから減少しています。

心身障害者地域デイケア施設	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	利用者数	利用者数	利用者数
	16人	19人	11人
	利用施設数	利用施設数	利用施設数
	7施設	7施設	8施設

*このサービスの見込み量は設定されておりません。

(8) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者自立支援法施行に伴い平成 1 8 年 1 0 月から開始された事業です。

手話奉仕員養成講習会については、平成 1 9 年度、手話通訳者養成講習会を実施しました。

事業の名称		平成 19 年度		達成率 (実績/見込み量)
		見込み量	実績	
地域活動支援 センター	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	100%
	延利用者数	-	187 人	-
更生訓練費等給付事業		-	6 人分	-
障害者相談支援事業(実施箇所数)		1 箇所	1 箇所	100%
成年後見制度利用支援事業(件数)		-	-	-
手話通訳者派遣事業(月間派遣件数)		51 件/月	49 件/月	96%
要約筆記者派遣事業(月間派遣件数)		4 件/月	1.1 件/月	27.5%
移動支 援事業	実利用者数(月間)	-	55 人	-
	延利用時間(月間)	674 時間/月	543 時間/月	80.6%
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	-	4 件/年	-
	自立生活支援用具	-	16 件/年	-
	在宅療養等支援用具	-	19 件/年	-
	情報・意思疎通支援用具	-	27 件/年	-
	排せつ管理支援用具	-	1,261 件/年	-
	居宅生活動作補助用具	-	1 件/年	-
点字・声の広報等発行事業(利用者数)		49 人	30 人	61.2%
手話奉仕員養成研修(講座開催回数)		1 回/年	1 回/年	100%
自動車改造費助成事業		3 件	3 件	100%
日中一 時支援	実利用者数(月間)	-	19 人	-
	延利用回数(月間)	-	14 回	-

3 特別支援学校における進路状況

平成 19 年度の市立富士見特別支援学校(高等部)、県立和光南特別支援学校(高等部)の卒業生 13 人の進路状況は、下記のとおりです。

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	計
卒業生数		6 人	13 人	13 人	32 人
就労		2 人	2 人	2 人	6 人
訓練校		-	-	2 人	2 人
就労継続支援		-	-	2 人	2 人
就労移行支援		-	-	2 人	2 人
生活介護		-	-	2 人	2 人
授産	入所	-	-	-	-
	通所	-	2 人	-	2 人
更生	入所	-	-	-	-
	通所	1 人	-	-	1 人
身障療護施設		-	1 人	-	1 人
デイケア施設		2 人	7 人	2 人	11 人
その他 地域活動支援センター等		1 人	1 人	1 人	3 人

第3章 計画の推進

1 関係機関等との連携

障害のある人が地域でともに生活し、活動できる社会を実現するためには、行政による対応だけでなく、様々な組織や団体、市民の参加と行動が不可欠です。

また、障害福祉サービスの実施にあたっては、国や県の関係機関、サービス提供事業者等と適切に役割分担し、また、連携を強化して地域全体での取り組みを進めます。

2 障害当事者等の参画

この計画の施策の推進にあたっては、障害のある人のニーズを随時把握していく必要があります。そのため障害当事者やその家族、障害者団体などとの意見交換を積極的に行います。

また、市の地域自立支援協議会への参加を促進するなど、障害当事者等の参画をすすめます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

目標の進捗状況を障害当事者や事業者等の参加のもと地域全体で確認するとともに、市の地域自立支援協議会、障害者計画推進委員会での協議を基本に、目標の達成を図ります。

第 2 部 障害福祉計画

障害福祉計画の施策体系図

	今後の方策
第1 地域生活への移行の推進	(1)訪問系サービスの充実
	(2)日中活動系サービスの充実
	(3)居住系サービスの充実
第2 総合的な就労支援の推進	(1)障害者就労支援センターの開設
	(2)就労支援体制の充実
第3 相談支援体制の充実	(1)地域自立支援協議会の充実
	(2)相談支援の充実
	(3)障害のある人への権利擁護
	(4)発達障害者への支援
第4 コミュニケーション・社会参加 の支援の充実	(1)移動支援事業・日中一時支援事業の充実
	(2)コミュニケーション支援の充実

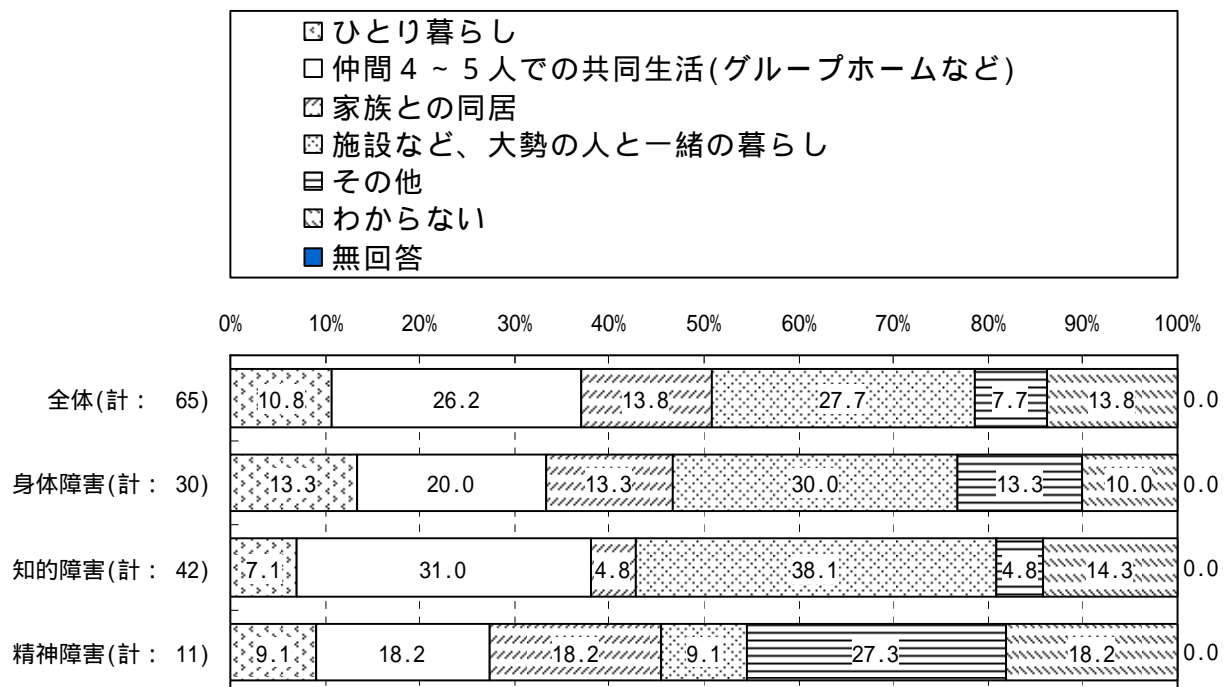
第1 地域生活への移行の推進

1 アンケートの結果

希望する暮らし方では施設での生活以外に「仲間4～5人での共同生活」と答えている割合が多く、そのニーズの高さがわかります。日中活動では就労継続支援B型や作業所などの利用希望が高いといえます。

〔平成20年3月障害福祉に関するアンケート調査から〕

問 どのような暮らし方をしたいですか。(単数回答)



* 重複障害の場合は、障害別毎の両方でカウントするため全体計とは一致しない。(以下同様)

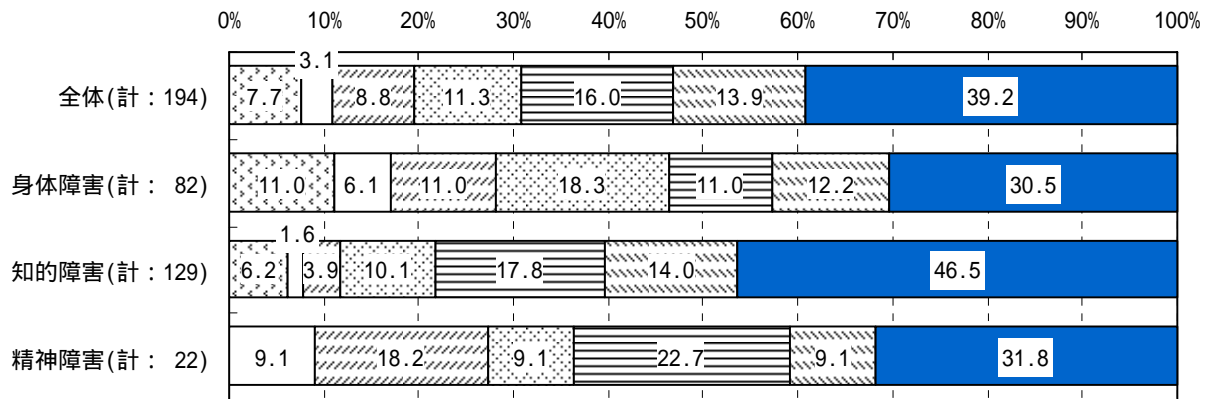
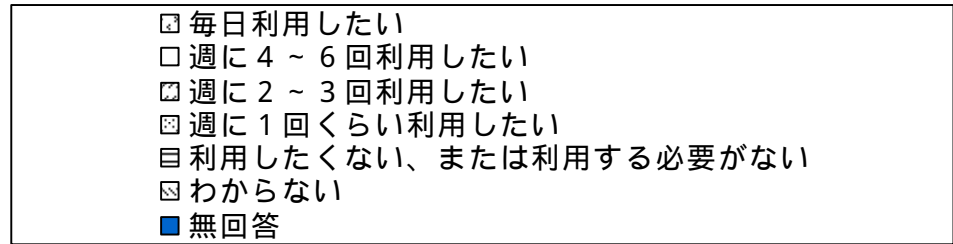
富士見市障害福祉に関するアンケート調査

障害のある方々の日頃の生活状況や将来の希望、あるいは新しい法律に基づく様々なサービスの利用、市の障害者施策に対する意見などを把握するために実施しました。

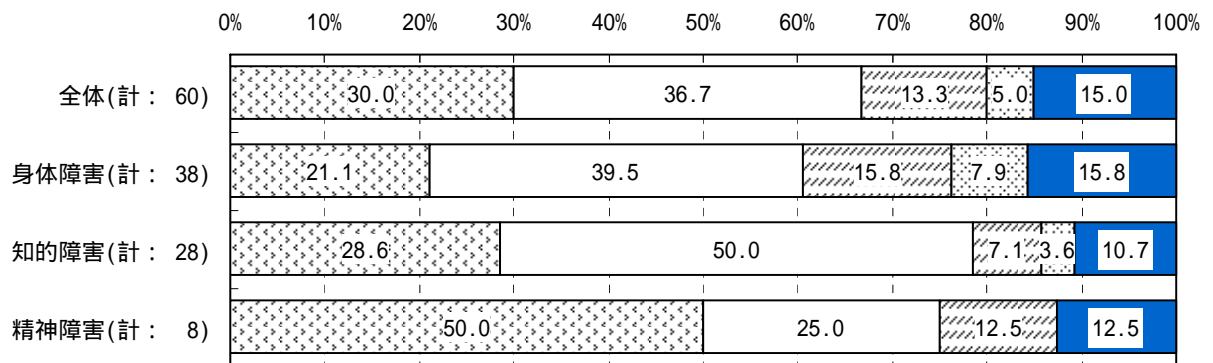
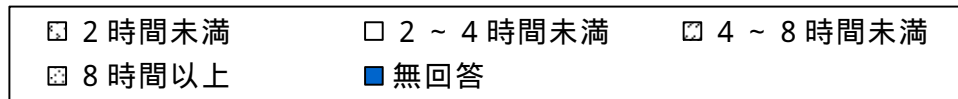
調査の期間は、平成20年2月16日から2月29日で、345件に調査票を配布し、194件(56.2%)の回収でした。

問 あなたが望む暮らし方をするために、次のサービスを利用したいと思いますか。
(単数回答)

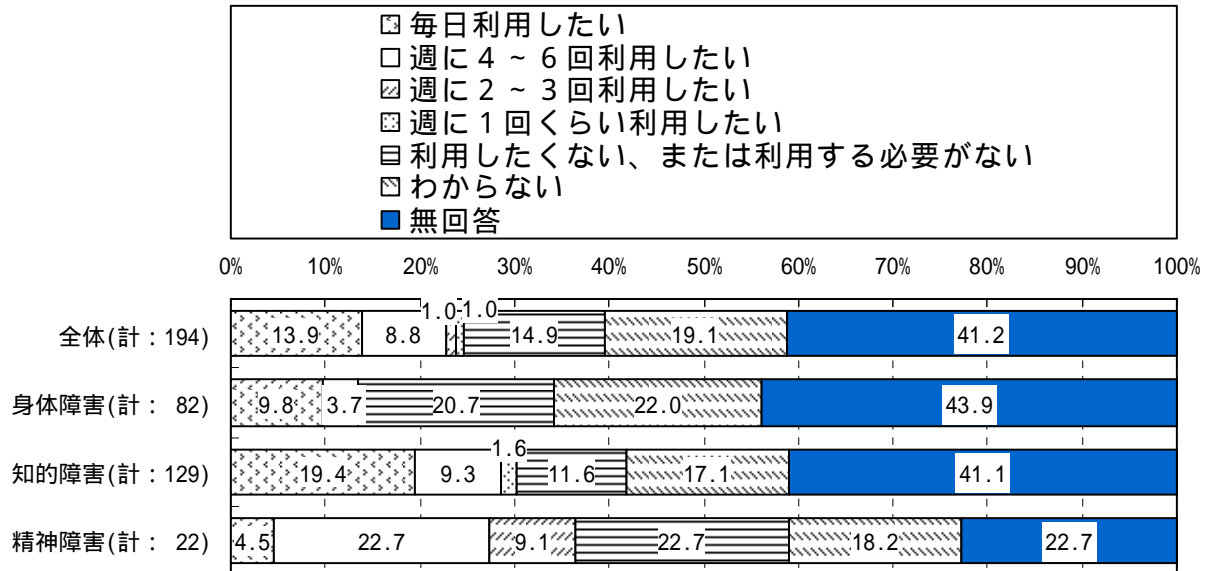
居宅介護



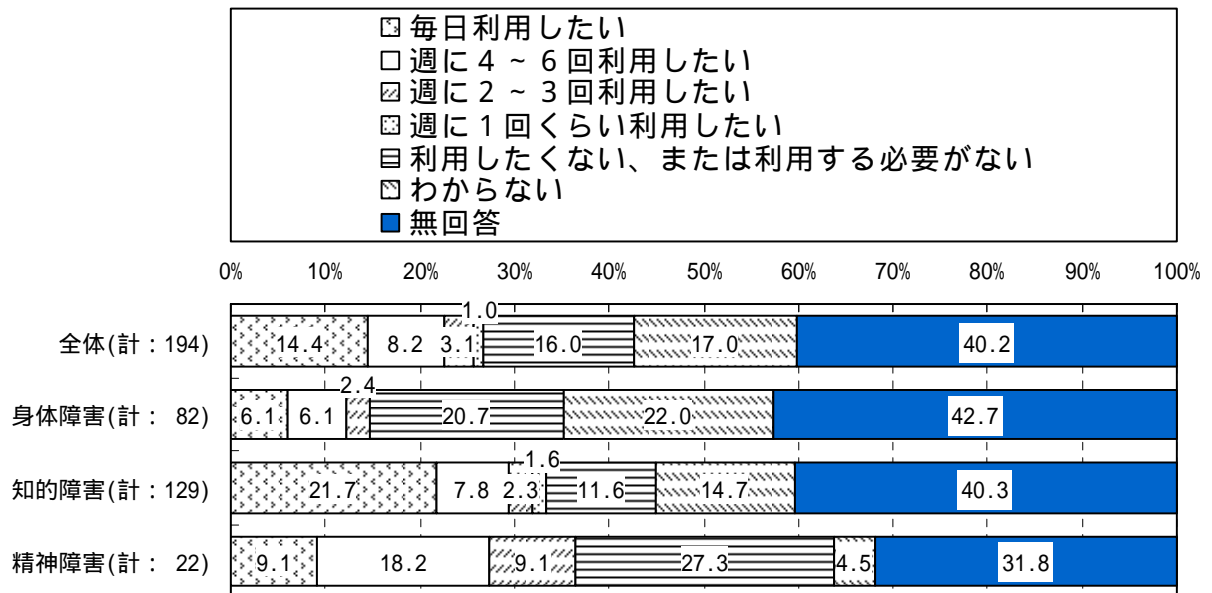
【利用希望時間】(居宅介護)



就労継続支援B型



作業所等



2 サービスの見込み量など

ここでは、障害福祉サービスを「訪問系」「日中活動系」「居住系」の3つに分類して、それぞれの障害福祉サービスの見込み量と関連する地域生活支援事業の見込み量を示します。

見込み量については原則的には、第1期富士見市障害福祉計画の平成23年度見込み量を目標とし、平成19年度の実績からみて調整が必要であると確認されたものについて、見込み量を変更します。

(1) 訪問系サービス

在宅で受けることができる障害福祉サービスの必要量は、今後、障害のある人の増加と自立意欲の高まりとともに一層の増加が見込まれます。

【障害福祉サービス（訪問系）見込み量】

(月間)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護			
重度訪問介護	604 時間分	637 時間分	670 時間分
行動援護	(115人)	(122人)	(129人)
重度障害者等包括支援			

サービス見込み量算定の考え方

平成20年3月の実績をもとに、算定しました。

(2) 日中活動系サービス

就労継続支援A型事業所は、近隣での整備見通しがないことからこの見込み量を下方補正し、この調整を重度障害のある人の利用が多いことを踏まえ、就労継続支援(B型)の見込み量を上方補正します。

【障害福祉サービス(日中活動系)見込み量】

(月間)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	950 人日分	992 人日分	1,034 人日分
自立訓練(機能訓練)	22 人日分	36 人日分	44 人日分
自立訓練(生活訓練)	0 人日分	22 人日分	22 人日分
就労移行支援	152 人日分	274 人日分	396 人日分
就労継続支援(A型)	22 人日分	66 人日分	110 人日分
就労継続支援(B型)	571 人日分	681 人日分	792 人日分
療養介護	2 人分	2 人分	2 人分
児童デイサービス	446 人日分	446 人日分	446 人日分
短期入所	40 人日分	40 人日分	40 人日分

重度身体障害のある人の入浴などの介護を受け、日中活動ができる通所施設や精神障害のある人を対象とした憩いの場となる地域活動支援センターへの要望が強く提案されています。

【関連する主な地域生活支援事業の見込み量】

			平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援 センター事業	実施 箇所数	市内	1箇所	1箇所	1箇所
		市外	1箇所	1箇所	1箇所
	利用 者数	市内	10人	15人	20人
		市外	23人	23人	25人

(3) 居住系サービス

障害のある人が地域の一員として生活するためには、居住の場の確保が重要です。グループホーム、ケアホームの整備を図るとともに、サービスの質の更なる向上を目指します。実績から第1期の見込み量をそのまま算定しています。

【障害福祉サービス（居住系）見込み量】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助 (グループホーム)	6 人分	8 人分	12 人分
共同生活介護 (ケアホーム)			
施設入所支援	63 人分	82 人分	93 人分

3 今後の方策

(1) 訪問系サービスの充実

障害のある人が地域で安心して生活するためには、いつでも、必要に応じてサービスが受けられる仕組みが重要です。中でも日々の生活を支える様々な在宅サービスは欠かすことができません。

特に在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障害のある方も安心して暮らせるよう、サービスの質や量の充実を図り安心して快適な生活を支援するとともに、重度障害者等包括支援を提供できる事業者を支援します。

(2) 日中活動系サービスの充実

障害のある人が地域で孤立することなく、豊かな人間関係を築くためには、日中活動の充実は非常に重要です。

精神障害者においては、市内に憩いの場を確保するため、地域活動支援センターの整備が求められています。

障害のある人やその家族が様々な形で働く・遊ぶ・社会交流できるネットワークや資源を、行政・企業・福祉等関係機関が協働するなかで構築していくことが大切です。

(3) 居住系サービスの充実

入所施設としては市内に「ゆいの里」が、近隣には「みよしの里」「かしの木ケ

アセンター」があり、利用者にとっても生まれ育った地域内のため、帰省や地域での生活に有効に機能しています。短期入所や日中一時支援の地域の受け皿として、その役割も増してきています。しかし、短期入所の定員一杯の利用があり、利用できない事態も生じています。また、重症心身障害児者の緊急時対応も大きな課題となっています。

市内にグループホーム、ケアホームなどの受け皿がないことから、通所施設の利用者、在宅障害者の中でも強いニーズがあり、早急な整備が必要となっています。

4 数値目標

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、入所施設に入所している方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を見込み、その上で、平成 23 年度末の段階において地域生活に移行する方の数値目標を設定します。

施設入所者数 (A)	96人	平成 20 年 10 月現在
【目標値】 地域生活移行数 (B)	7人	(A) の 6.4%
新たな施設入所支援利用者数 (C)	3人	
平成 23 年度末の入所者数 (D)	92人	
【目標値】 入所者削減見込み数 (E)	4人	(A) の 3.2%

数値目標について

国の基本指針においては、「現入所者の 10% を地域生活に移行させ、最低限必要な待機者を入所させることにより、差し引き 7% 以上の入所者数を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する」とこととされています。

埼玉県の指針においては、「入所施設は、地域生活移行へのステップとしての意義、セーフティネットとしての意義が大きいと考えており、待機者の状況や人口動態を勘案しつつ、地域生活への移行を進めるという全国的な取り組みにおける各自治体の役割を担っていく」とし、「現入所者の約 10% の者が平成 23 年度末までに地域移行することを目指し、障害者施設入所者については、平成 23 年度末までに 4% 以上削減することを目指す」としており、県の目標値を 522 人と設定しています。

本市では、平成 20 年 10 月現在の入所者 96 人のうち 6.4% が、平成 23 年度末までに地域生活へ移行することを目指します。また、特別支援学校卒業生等、新たに施設入所支援が必要となる人を 3 人程度見込み、

平成 23 年度末における入所者削減見込み数 4 人を目標とします。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 24 年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」の地域生活への移行を目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成 23 年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。

現在の退院可能な精神障害者数	12 人	825 人を人口で按分
【目標値】 減少数	12 人	

数値目標について

埼玉県 の 指 針 に お い て は、「 平 成 18 年 6 月 1 日 現 在 で 実 施 し た 県 内 精 神 病 院 へ の 調 査 を 踏 ま え、 こ の 調 査 結 果 に 基 づ い て 平 成 23 年 度 末 ま で の 減 少 目 標 を 設 定 す る」としてあり、県の目標値を 825 人と設定しています。

本市では、県の目標値 825 人を人口割りした 12 人を、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の数とし、平成 23 年度末までに全員が地域生活に移行することを目標とします。

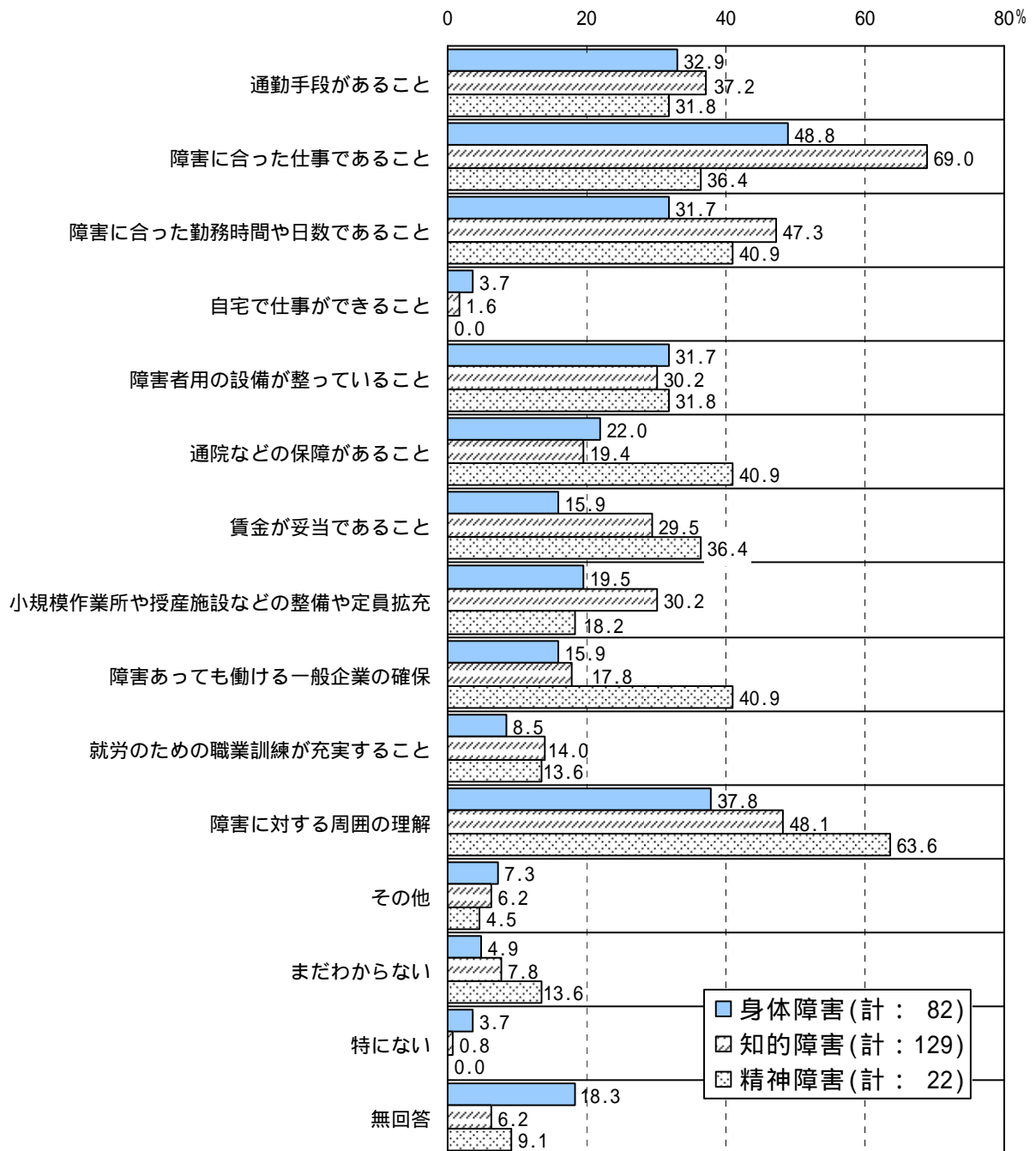
第2 総合的な就労支援の推進

1 アンケートの結果

障害特性にあった職業相談や職場定着支援など、周囲への理解を得るための働きかけが必要とされていることがわかります。

〔平成20年3月障害福祉に関するアンケート調査から〕

問 あなたが働く上でどのような条件が必要ですか。(複数回答)



2 サービスの見込み量など

日中活動系サービス（就労に関する訓練サービス）

【障害福祉サービス（日中活動系）見込み量：人日分を再掲(月間)】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	152 人日分	274 人日分	396 人日分
就労継続支援（A型）	22 人日分	66 人日分	110 人日分
就労継続支援（B型）	571 人日分	681 人日分	792 人日分

【関連する主な地域生活支援事業の見込み量：再掲(月間)】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
更生訓練費等給付事業	6 人分	6 人分	7 人分

3 今後の方策

（1）障害者就労支援センターの開設

障害のある人が一般就労し、継続的かつ安定的に仕事を続けるためには、長期的に様々な支援やサービスを組み合わせていかななくてはなりません。その様々な支援やサービスを組み合わせてマネジメントする中心的存在として障害者就労支援センターは欠かすことができません。利用者の希望や願いを実現するために、障害者就労支援センターを開設していきます。

また、障害者就労支援センターは障害のある人のためのみならず、障害のある人を雇用している企業、雇用を考えている企業にとっても、障害者雇用について気軽に相談できる場として安心感を与えます。企業の障害者雇用促進の観点からも重要なものとなっています。

（2）就労支援体制の充実

障害のある人の適性に合わせた支援を行うとともに、関係機関との連携を強化します。障害者自立支援法に基づく新しい体系に沿った就労支援体制を構築し、障害のある人の就労支援を総合的に進めます。

また、障害のある人への理解と雇用の促進を図ります。

4 数値目標

平成23年度において、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

現在の年間一般就労者数	0人
【目標値】 平成23年度の年間一般就労者数	7人

数値目標について

埼玉県の指針に基づき、本市では7人が平成23年度中に一般就労することを目標とします。

第3 相談支援体制の充実

1 サービスの見込み量など

【関連する主な地域生活支援事業の見込み量(年間)】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業 (実施箇所数)	1箇所	1箇所	1箇所
成年後見制度利用支援事業 (件数)	2件	2件	3件
サービス利用計画作成 (人数)	3人	6人	10人

2 今後の方策

(1) 地域自立支援協議会の充実

相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会が、平成20年度に設立されました。

障害のある人を地域全体で支える相談支援体制を、地域自立支援協議会を核に構築していきます。

(2) 相談支援の充実

関係機関との連携を強化し、障害のある人の生活全体の総合的な支援を充実します。

必要性がある場合には、積極的にサービス利用計画作成をすすめます。

(3) 障害のある人への権利擁護

成年後見制度の利用の支援(市長申し立て、費用助成)をすすめます。

(4) 発達障害者への支援

発達障害者への相談を、県等の支援を受けつつ対応していきます。

第4 コミュニケーション・社会参加の支援の充実

1 サービスの見込み量など

【関連する主な地域生活支援事業の見込量】

事業の名称		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者派遣事業(月間派遣件数)		49 件/月	55 件/月	60 件/月
要約筆記者派遣事業(月間派遣件数)		2 件/月	2 件/月	2 件/月
移動支援事業	実利用者数(月間)	66 人	78 人	86 人
	延利用時間(月間)	650 時間/月	700 時間/月	750 時間/月
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	2 件/年	4 件/年	4 件/年
	自立生活支援用具	13 件/年	16 件/年	20 件/年
	在宅療養等支援用具	13 件/年	13 件/年	13 件/年
	情報・意思疎通支援用具	26 件/年	26 件/年	26 件/年
	排せつ管理支援用具	1,324 件/年	1,379 件/年	1,407 件/年
	居宅生活動作補助用具	1 件/年	1 件/年	1 件/年
点字・声の広報等発行事業(利用者数)		51 人	53 人	55 人
手話奉仕員養成研修(講座開催回数)		1 回/年	1 回/年	1 回/年
自動車運転免許取得・改造費助成事業		3 件	3 件	3 件
日中一時支援	実利用者数(月間)	20 人	23 人	25 人
	延利用回数(月間)	15 回	16 回	17 回

2 今後の方策

障害のある人の社会参加のための移動支援事業等の充実を図り、点字や手話などのコミュニケーション手段の充実に努めます。

(1) 移動支援事業・日中一時支援事業の充実

今後も事業の実績やニーズの詳細等の把握に努め、障害のある人の社会参加と介護者の負担軽減を図ります。

(2) コミュニケーション支援の充実

奉仕員養成研修の充実

手話通訳者派遣事業、要約筆記奉仕員派遣事業などのニーズが今後増加することが見込まれますので、奉仕員等の養成を推進します。

手話通訳派遣事業の充実

手話通訳者の技術向上とともに、通訳従事者の頸肩腕症(けいけんわんしょう)の予防が重要課題となっています。

また、救急時や近隣との広域での手話通訳者の派遣希望もあり、これに対応するため事業の共同実施を検討します。

第3部 障害者計画

第 1 章 障害者計画の施策体系図

障害者計画の施策体系図

基本目標1 健康で安心してらせるまち

施策の方向	施策	事業
1 保健・医療サービスの充実	1 障害の早期発見・早期ケアの推進	妊娠・出産・子育てへの支援
		乳幼児の健康の維持・増進
		障害の早期発見・対応
	2 療育の推進	みずほ学園の機能充実
		療育家庭の支援
		療育相談の充実
	3 発達障害者への支援	早期発見
		相談・支援体制の充実
	4 健康づくりの推進	健康づくりの推進
		医療機関との連携
	5 難病患者等・小児特定慢性疾患患者への支援	難病患者等・小児特定慢性疾患患者への支援
	6 地域リハビリテーションの充実	リハビリ相談体制の充実
機能訓練事業の充実		
障害のある人の活動・参加の促進		
7 精神障害者への地域生活支援の推進	精神障害者への相談支援・居場所の整備	
8 精神保健・医療相談体制の充実	精神保健・医療相談体制の充実	
9 自殺予防対策の推進	総合的な支援体制の整備	
	自殺予防のための施策の推進	
10 歯科保健の充実	訪問診療の充実	
11 保健体制の整備	保健体制の整備	
12 医療体制の整備	救急医療体制の充実	
	かかりつけ医の普及	
2 福祉サービスの充実	1 障害児保育の推進	保育所における障害児受け入れ体制の整備
		みずほ学園と保育所・幼稚園との交流・連携
	2 日常生活への支援	補装具・日常生活用具利用の促進
3 在宅サービスの充実	生活支援サービスの充実	
	外出支援サービスの充実	

	4 障害者自立支援法によるサービスの充実	制度の周知と利用促進
		サービス提供体制の充実
		サービスの向上促進
		相談体制の充実
		介護者への支援
	5 地域ぐるみの福祉の推進	地域ぐるみの福祉の推進
	6 障害福祉サービスの充実	通所等訓練サービスの充実
		サービス運営の安定化支援
		グループホーム等の充実
	7 権利擁護の推進	相談窓口の充実
成年後見制度の利用促進		
D V相談窓口の充実		
3 住まいの充実	1 住まいのバリアフリー化への支援	住宅改修への相談と支援
	2 公営住宅の確保	公営住宅の整備
4 安全体制の強化	1 緊急時連絡体制の強化	緊急通報装置の利用促進
	2 防災体制の強化	災害時要援護者の安全対策
		防災対策の充実

基本目標2 可能性を広げられるまち

施策の方向	施策	事業
1 教育・放課後児童健全育成の充実	1 教育内容の充実	教職員の指導力の向上と教育内容の充実
		悩みごとへの相談体制の充実
		進路指導の充実
		交流及び共同学習の推進
	2 学校施設の整備	学校施設・設備の整備
3 放課後児童健全育成の推進	放課後児童クラブへの障害児の受け入れ	施設・設備の適正管理
2 就労の支援	1 就労訓練等の充実	就労移行支援・就労継続支援事業の充実
		学校教育における職場体験
	2 障害者雇用の支援	障害者就労支援センターの整備
		就労相談の充実
	3 障害者雇用の促進	市における障害者雇用の推進
民間企業における障害者雇用の促進		
4 障害者支援施設等との随意契約の推進	市における障害者支援施設等との随意契約の推進	
3 生涯学習の支援	1 学習機会の充実	学級・講座の充実
	2 学習施設の整備	施設・設備の整備
	3 スポーツ活動の推進	スポーツ活動機会の確保
	4 スポーツ指導者の養成・確保	スポーツ活動の指導の充実
	5 スポーツ施設の整備	スポーツ施設・設備の改善
	6 図書館の充実	資料の整備と利用促進
		朗読者の資質向上、養成
障害者サービスの充実		
図書館施設の整備		

基本目標3 快適にくらせるまち

施策の方向	施策	事業
1 活動しやすいまちづくり	1 福祉のまちづくりの推進	福祉のまちづくりの推進
	2 公共施設等の整備	公共施設等の整備
		鉄道駅舎等の整備の要請
		公園の整備
3 道路環境の整備	安全な道路づくり	
	違法駐車、放置自転車等への対策	
4 障害者用駐車スペースの確保	気軽に安心して利用できる駐車スペースの確保	
2 外出支援	1 市内循環バスの充実	バス運行の充実
		バス停留所付近の整備
	2 交通手段利用への支援	福祉タクシー利用券・自動車燃料費補助制度の推進
		市内循環バス特別乗車証の交付
		自動車運転免許取得・自動車改造費補助制度の推進
	3 移動支援の充実	移動介助・移送サービスの充実
福祉有償運送サービスの充実		
3 理解と交流の促進	1 障害者理解の促進	障害者理解の促進
		障害当事者の参加・協働の推進
		学校教育におけるボランティア・福祉教育の充実
		コミュニケーション支援事業の充実
	2 交流の推進	交流機会の拡充
	3 ボランティア活動の促進	ボランティア活動の促進
	4 選挙への参加促進	参加しやすい選挙制度の整備の要請
		投票方法の周知・啓発
投票所のバリアフリー化		
5 あらゆる場面への参加の促進	「障害者権利条約」の理念の推進	
4 相談・情報提供の充実	1 相談体制の強化	相談体制の充実
		地域における相談活動の促進
		虐待防止・相談の充実
	2 情報提供の充実	障害の状況に応じた情報提供

		市広報紙、障害者福祉のしおり等の充実
		公共機関のファクシミリ番号の広報・案内
		公共施設におけるファクシミリやインターネットの活用促進

第 2 章 施策の展開

第1 健康で安心してくらするまち

1 保健・医療サービスの充実

現況と課題

市民が生涯にわたり健康な生活を送るとともに、障害の発生予防、障害の早期発見・対応を図るためには、妊娠・出産から出産後の母子の心身両面にわたる健康の維持増進と、乳幼児の健全な発育を促進していく必要があります。このため、妊娠・出産・育児に不安を抱えている家庭に対し、より一層きめの細かい訪問指導や相談を行うとともに、乳幼児健診の受診を促していく必要があります。乳幼児健診は、乳幼児の健康のチェックだけでなく、児童虐待発見の機会となったり、子育て中の親同士の交流の場となるなど、多面的な機能が期待されています。

発達の遅れや障害への迅速な対応を図るため、二次健診・二次相談において、児童の状況に応じた支援を提案し、言語発達遅滞児等グループ教室、個別言語相談、通園施設、必要に応じて精神科医による療育相談等へつなげています。また、保健所、特別支援学校、通園施設、母子保健、児童福祉が連携し、個別処遇の検討や情報交換を行う早期療育会議を定期的を開催しています。

医療機関と連携した障害への対応については、近隣のリハビリテーション病院等との連携が図られ、対象者の退院あるいは治療終了直後の円滑な事業参加が確保でき、再発予防や障害の重度化予防等に資することができるようになっていきます。今後も関係機関と連携して、障害の早期発見・対応を図っていく必要があります。

障害は、乳幼児期に発生するケースや、加齢による身体機能の低下によるもの、また、事故等の後遺症によるものなど、さまざまな要因があります。このため、市民が「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、自主的な健康づくりに取り組めるよう、年代に応じた健康づくりを促進していく必要があります。

障害児の療育を進める施設として、障害児デイサービス事業「みずほ学園」があり、機能訓練、発達・言語相談等外来事業の拡充、施設の開放、併用通園など、事業の拡充が図られています。また、保健師など専門職を配置し、受入れ体制の充実も図られ、地域の療育センターとしての機能が高まっています。言語相談、発達相談等のニーズが高くなっており、今後は専門的な人材を確保し、受入れ体制を一層充実していく必要があります。家族支援の取り組みとして、親子通園、「おやおや教室」、相談事業等を実施しています。

難病患者等や小児慢性特定疾患患者で在宅支援が必要な方の中には障害者手帳に該

当せず、支援を受けられない方がいます。このため、難病患者等や小児慢性特定疾患患者を支援する施策を推進する必要があります。

疾病や加齢による障害や機能低下後の活動性の向上、機能改善、仲間づくりの場として「生活機能アップいきいき教室」を開催しています。また、教室修了後も、地域での主体的な生活を継続できるようリハビリ自主グループ活動等地域活動を支援し、現在9団体約100名の方々が定期的に活動を継続しています。さらに、各リハビリ自主グループをつなぐ連絡会活動や「富士見市地域リハビリテーション推進交流集会」の開催をすすめ当該者の活動・参加の向上を図るとともに、誰もが住み慣れたところでいきいきとした生活が送れるよう地域リハビリテーションのまちづくりを推進します。

アンケート調査では精神障害者が「健康・治療のこと」「経済や生活費のこと」で悩んでいることが分かります。精神障害者が症状を安定させ生活の不安を軽減するためには適切な医療の受診と継続、また、健康面でも経済面でも安心して生活できる環境が必要です。そのためには地域において身近で不安に思うことを相談でき助言がもらえる場や孤立しない為の居場所、さらに就労のための支援が受けられる環境を整えることが課題となっています。

精神疾患や精神障害で援助を必要とする人は年々増加傾向にあり、精神保健福祉手帳所持者は、平成11年の34人から平成20年9月末には263人と7.7倍に増加し、また、自立支援医療(精神通院)利用者は、平成11年の372人から平成20年には780人へと約2倍に増加しており、精神障害者の医療費や福祉サービスへのニーズが高いことがみてとれ、より適切なサービスにつながるような支援が必要となっています。

近年では、ひきこもりの問題や高次脳機能障害、アスペルガー症候群、軽症・難治性のうつ病等これまでの統合失調症や気分障害の典型などに当てはまらない相談が増え、支援の専門性が高く求められています。

平成10年に自殺者が全国で3万人を超えてから平成19年まで9年間3万人前後で高止まり傾向が続いています。埼玉県のデータにおいても平成19年の自殺者は1583人で交通事故死者の7倍となっています。自殺は健康問題や、経済・労働・生活問題、家庭・学校・職場での対人関係など社会全般の様々な問題に起因しています。平成18年6月に「自殺対策基本法」が制定、平成19年6月に「自殺対策大綱」が策定され、富士見市においても関係機関が連携協力して地域の状況に応じた施策を策定し、実施していくことが求められています。

地域住民と連携し、公民館、集会所等住民の身近な場所において地域健康相談を平成9年度より開催しています。年毎に参加者が増え、平成19年度には、18回実施し1,172人の参加がありました。また、高齢者サロンにおいては、閉じこもり、転倒、感染予防を目的とした高齢者への健康相談も実施。従来からの随時健康相談と併せ、市

民の気軽な相談の場として定着しています。今後も地域との連携を強化し、地域ぐるみの健康づくり・介護予防を進めます。

高齢者や障害のある人の歯科保健への要望は高く、平成 13 年度から富士見市歯科医師会及び歯科衛生士会の協力を得て、在宅療養者歯科保健事業を実施しています。しかし在宅療養者の訪問歯科サービスを利用する対象者が限られており、潜在的なニーズの掘り起こしが課題となっています。

医療体制については、東入間医師会の協力のもと平成 10 年度に病診連携システムが確立し、救急医療体制と救急医療情報システムを整備しています。また、平成 17 年度より小児夜間救急医療が開始されました。

市民が気軽に健康について相談したり診療を受け、自分の健康状態を維持向上していくために、顔なじみのかかりつけ医がいることは重要な役割を果たしています。今後も、障害のある人の健康の維持向上を図るため、かかりつけ医を一層普及していく必要があります。

発達障害は、多くが就学前の行動上の問題や、学齢期以降の不適応・不登校等、青年期以降の引きこもりなどとして気づかれることがあります。早い時期での発見とケアが求められています。

平成 16 年 12 月には「発達障害者支援法」が制定され、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害（LD）、注意欠陥多動症候群（ADHD）など知的障害を伴わない脳機能の障害や、診断の確定が難しい広汎性発達障害も含めて「発達障害」として規定され、早期の発達支援と学校教育における配慮や地域生活・就労に対する支援の必要が提起されました。

県の実施する相談支援窓口として、発達障害者支援センター「まほろば」が委託設置されましたが、より生活の場に近い地域での相談や、生活等に関する支援及び家族への支援が強く求められています。就学前に発見された場合は、自立支援制度の特例として療育支援（デイサービス）対応ができ、学校教育においても、特別支援教育の一環として対策、支援が図られるようになってきました。在宅支援サービスの活用も求められています。

施 策

1 障害の早期発見・早期ケアの推進

事 業	内 容	関係課
妊娠・出産・子育てへの支援	妊娠・出産・子育ての不安や悩みを解消できるよう、気軽に相談でき、また専門性の高い相談体制の充実を図ります。	健康増進センター 子育て支援課 障害福祉課
	乳幼児や妊産婦へのきめ細かな相談に努めます。	健康増進センター
	両親学級、パパ講座、マタニティーエクササイズ、母乳相談、乳児相談等への参加促進に努めます。	健康増進センター
	子どもの頃から赤ちゃんなどとふれあう機会を持つことができるよう、交流機会の拡充を図ります。	健康増進センター 障害福祉課
乳幼児の健康の維持・増進	乳幼児健康診査の受診の促進を図るとともに、未受診者の把握とフォローに努めます。	健康増進センター
障害の早期発見・対応	乳幼児健診・二次相談と専門の療育事業との連携を充実するとともに、早期療育会議を充実させます。	健康増進センター みずほ学園 障害福祉課

2 療育の推進

事 業	内 容	関係課
みずほ学園の機能充実	みずほ学園を地域の療育センターとして位置づけ、外来事業の拡充、関係機関とのネットワーク化、施設の開放と併用通園の実施、専門スタッフ等の配置を図ります。	みずほ学園
療育家庭の支援	障害児の親子通園、父母会、保護者会、面談等その他の行事を通して、家庭の支援を図るとともに、親同士の話し合いの場を設け、障害児を持つ家庭の精神的な負担軽減を図ります。	みずほ学園
療育相談の充実	発達診断を必要とする児童について、精神科医師による評価、療育相談の充実を図ります。	障害福祉課

3 発達障害者への支援

事業	内容	関係課
早期発見	乳幼児健診の体制を整え、二次相談に臨床心理士を配置し、早期発見に努めます	健康増進センター 障害福祉課
相談・支援体制の充実	医療、保健、福祉、教育等の必要な協力体制を整備し、各機関が相談対応できるよう努めます。	学校教育課 特別支援学校 教育相談研究室 障害福祉課 子育て支援課

4 健康づくりの推進

事業	内容	関係課
健康づくりの推進	各種健（検）診の受診の促進を図るとともに、健（検）診結果に基づく個別相談体制を充実します。	健康増進センター
	健康教育の内容の充実を図るとともに、身近な地域で気軽に受けやすい健康相談の充実を図ります。	健康増進センター
医療機関との連携	医療機関との連携を強化し、障害の早期発見・対応に努めます。	健康増進センター 障害福祉課

5 難病患者等・小児特定慢性疾患患者への支援

事業	内容	関係課
難病患者等・小児特定慢性疾患患者への支援	難病患者等・小児特定慢性疾患患者の日常生活の支援を行います。	障害福祉課

難病患者等とは難治性疾患克服研究事業対象疾患患者と関節リウマチ患者の方

6 地域リハビリテーションの充実

事業	内容	関係課
リハビリ相談体制の充実	障害のある人や高齢者のリハビリ相談、訪問指導により適切な支援ができるよう、リハスタッフの充実、強化を図ります。	健康増進センター
機能訓練事業の充実	「生活機能アップいきいき教室」の充実を図り、参加者の活動の向上を図ります。	健康増進センター

障害のある人の活動・参加の促進	リハビリ自主グループ活動等、障害のある人などの主体的な活動を支援するとともに、「富士見市地域リハビリテーション推進交流集会」の開催等を通じ市民理解、交流を促進し、地域リハビリのまちづくりを図ります。	健康増進センター
-----------------	---	----------

7 精神障害者への地域生活支援の推進

事業	内容	関係課
精神障害者への相談支援・居場所の整備	精神障害者が身近なところで相談し活動できる場所を整備していきます。	障害福祉課

8 精神保健・医療相談体制の充実

事業	内容	関係課
精神保健・医療相談体制の充実	相談窓口等における専門職員の配置や医療機関等との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	障害福祉課

9 自殺予防対策の推進

事業	内容	関係課
総合的な支援体制の整備	総合的な支援体制の整備を検討していきます。	障害福祉課 健康増進センター
自殺予防のための施策の推進	うつ病をはじめとした、自殺予防のためのメンタルヘルス事業を実施するなど、当事者のみならず家族への精神保健福祉事業を推進します。	障害福祉課 健康増進センター

10 歯科保健の充実

事業	内容	関係課
訪問診療の充実	在宅療養者訪問歯科保健サービスの周知と利用促進を図ります。	健康増進センター

11 保健体制の整備

事業	内容	関係課
保健体制の整備	市民が心身の健康について気軽に相談でき、総合的な保健サービスが受けられるよう、地域との連携を強化し、保健体制の整備を図ります。	健康増進センター

12 医療体制の整備

事業	内容	関係課
救急医療体制の充実	医師会、歯科医師会等との連携による救急医療体制及び小児夜間救急医療体制の充実を促進します。	健康増進センター
かかりつけ医の普及	かかりつけ医の普及に努めるとともに、保健・福祉関係機関との連携を強化します。	健康増進センター

2 福祉サービスの充実

現況と課題

障害児の保育は、市内各保育所と療育機関のみずほ学園との連携により実施しています。また、みずほ学園と保育所の交流を行い、交流実習、臨床心理士の同伴による保育所巡回相談、保育士相談日の設置等、障害児の保育の充実に努めています。また、「みずほ交流会」・「保育所交流会」・「幼稚園交流会」において、保育所・幼稚園とみずほ学園の園児の交流会を行っています。今後、障害のある子どもとない子どもが交流する機会を一層拡充し、障害のある・なしにかかわらず、子どもたち一人ひとりに応じた適切な保育を進めていく必要があります。

障害のある人の生活上の不便を軽減するため、日常生活用具等の給付を行っています。利用者からは視覚障害者の点字ディスプレイ、聴覚障害者の文字メールへの補助、身体障害者のエアマットなどの要望が高く、今後も利用者のニーズを踏まえながら国や県へ要望していく必要があります。

虚弱高齢者や障害のある高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う地域包括支援センターがあります。また、認知症の精神科医による相談を行っています。

障害のある人への福祉サービスは、平成18年度施行の障害者自立支援法に基づいて障害種別にとらわれず、サービスの機能や目的に着目した体系に再編され、個々の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえて支給決定が行なわれています。自立支援給付と生活支援事業、あるいはインフォーマルな支援を含めた真に必要なサービスが有効かつ効率的、的確に提供されるようきめ細かい相談支援やサービスの量と質の確保が求められています。

障害のある人にとって外出支援へのニーズは高く、積極的な外出支援を求められています。このため移動支援事業や生活サポート事業・福祉有償運送サービスが円滑に実施できるよう登録基準を満たした事業者の登録を促す必要があります。

障害のある人が地域で生活を続けていくためには、地域ぐるみのきめ細かな支援が重要であり、民生委員・児童委員等を初めとした関係機関との連携を強化し、見守りや適切な相談支援が速やかに機能する体制の確立が必要となっています。

障害のある人にとって、親など介護者が亡くなった後の生活をどのようにしていくかが非常に大きな心配ごととなっています。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるための住まいときめ細かい生活支援が網の目のように整備される必要があります。その第一歩としてグループホームを身近な地域で確保することが切実な課題となっています。

判断能力に課題を抱える障害のある人の人権の確保が大きな課題となっています。当事者や民生委員などの地域の関係者からの相談については、各相談窓口で個別に対応するとともに、関係機関等と連携した対応をしています。今後も、人権に対する市民の意識の向上を図るとともに、権利擁護にかかる成年後見制度など諸制度の利用を促進していく必要があります。

在宅の重度身体障害者の入浴支援をはじめとした日常生活の介助支援やリハビリテーションを中心とした通所サービスが、三芳町にある地域活動支援センター1ヶ所のみという状況で、利用者増を勘案した場合、今後の展開について早急な検討が必要となっています。

- DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者の支援を行うにあたっては、被害者の障害等の有無を問わずプライバシーの保護、安心と安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要です。障害があることによって、支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応など関係機関等と連携をとり、被害者の立場に立った配慮を行います。

施 策

1 障害児保育の推進

事 業	内 容	関係課
保育所における障害児受入れ体制の整備	保育士の研修や相談などにより保育士の資質向上を図り、受入れ体制の向上に努めます。	子育て支援課
みずほ学園と保育所・幼稚園との交流・連携	みずほ学園と保育所・幼稚園との交流機会の拡充を図り、障害児保育等の一層の充実に努めます。また、併用通園について連携を深めます。	みずほ学園 子育て支援課

2 日常生活への支援

事 業	内 容	関係課
補装具・日常生活用具利用の促進	利用者のニーズを把握し、補装具の新たな機種追加について、国・県へ要請していきます。	障害福祉課
	補装具・日常生活用具の利用の相談、促進を図ります。	障害福祉課

3 在宅サービスの充実

事業	内容	関係課
生活支援サービスの充実	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、身体障害者等への寝具乾燥サービスの充実を図ります。	高齢者福祉課
	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障害者世帯への配食サービスの充実を図ります。また、併せて対象者の安否確認に努めます。	高齢者福祉課
	移送、一時預かり、見守り等柔軟に対応できる生活サポートサービスの利用を進めます。	障害福祉課
外出支援サービスの充実	外出支援としての移動支援事業、生活サポート事業、福祉有償運送サービスの利用促進を図ります。	障害福祉課

4 障害者自立支援法によるサービスの充実

事業	内容	関係課
制度の周知と利用促進	「広報ふじみ」「障害者福祉のしおり」や市ホームページなどを活用し、障害者自立支援法の更なる周知と利用の促進を図ります。	障害福祉課
サービス提供体制の充実	サービス提供事業者への支援を図ります。	障害福祉課
サービスの向上促進	地域自立支援協議会と連携し、サービス提供事業者のサービスの質の向上を働きかけます。	障害福祉課
	第三者機関によるサービス評価を行うよう、事業者に働きかけます。	障害福祉課
相談体制の充実	地域自立支援協議会の活動と連携し、地域のニーズにあった相談支援に努めます。	障害福祉課
介護者への支援	介護する親等の身体的・精神的負担を軽減するため、障害者自立支援法のサービスの充実を図ります。	障害福祉課

5 地域ぐるみの福祉の推進

事業	内容	関係課
----	----	-----

地域ぐるみの福祉の推進	社会福祉協議会など関係機関との連携を強化し、地域での福祉活動への支援を図ります。	福祉課 高齢者福祉課 健康増進センター 障害福祉課
-------------	--	------------------------------------

6 障害福祉サービスの充実

事業	内容	関係課
通所等訓練サービスの充実	多様な障害状況に応じた就労訓練や社会参加の場、重度身体障害者のための入浴等の日常生活支援や機能訓練のための通所サービスの充実を図ります。	障害福祉課
サービス運営の安定化支援	サービス運営の安定化を支援します。	障害福祉課
グループホーム等の充実	地域生活の拠点となる住宅確保と生活訓練を可能にするグループホームの充実を図ります。	障害福祉課

7 権利擁護の推進

事業	内容	関係課
相談窓口の充実	障害のある人の人権、権利を守るため、権利擁護相談窓口の充実を図ります。	障害福祉課 市民相談室
成年後見制度の利用促進	市長申し立てや費用助成をすすめることで制度の利用促進を図ります。	高齢者福祉課 障害福祉課
DV相談窓口の充実	DV（配偶者等からの暴力）相談など関係機関等との連携を強化し、相談窓口の充実を図ります。	市民相談室

3 住まいの充実

現況と課題

住宅の改修に関する相談については、さまざまな相談で窓口に来所された方に対し、紹介や相談を実施しています。

公営住宅についても、障害のある人等も利用しやすい設備環境の整った住宅を整備していく必要があります。今後、国、県の動向や他市の状況を調査し、周辺地域の整備等を検討していく必要があります。

施 策

1 住まいのバリアフリー化への支援

事業	内 容	関係課
住宅改修への相談と支援	住宅改修補助制度の広報・案内に努め、住まいのバリアフリー化を支援します。	障害福祉課

2 公営住宅の確保

事業	内 容	関係課
公営住宅の整備	障害のある人等が利用しやすい市営住宅になるよう努めます。	建築指導課

4 安全体制の強化

現況と課題

障害のある人や高齢者世帯の方が日常生活で事故や事件、急病など緊急の事態に陥ることのないよう、安全の確保が重要な課題となっています。緊急通報装置については、機種変更により入浴時の安全確保を図るとともに、聴覚障害用緊急時連絡システムを導入するなど、緊急時の安全確保の向上を図っています。また、緊急通報装置の正しい使い方について、利用者、民生委員に対し説明会等を実施しています。今後も、利用実態に即した安全の向上を進めていく必要があります。

近年、国内外において大規模な災害等が発生していますが、災害時には、状況の変化に適応した行動がとりにくい高齢者、障害のある人、乳幼児や外国人など特に配慮が必要となる人々（以下、「災害時要援護者」という。）にかかわる深刻な被災実態が明らかになりました。このため、国は様々な指針やモデル計画等を示し、災害時要援護者の名簿作成や具体的な避難支援プランの作成を促し、市町村に災害時要援護者支援体制の整備を求めています。特に障害のある人の避難や、避難生活における必要な治療・介護等、安全の確保は、障害の特性に応じて木目細かな配慮が必要であり、大きな課題となっています。市では、「富士見市地域防災計画」を災害が発生する度に示される新たな教訓を踏まえて随時見直し、対策の充実に努めています。また、市民協働の取り組みの中で、自主防災組織・町会・民生児童委員・地区社協と、市防災担当課、福祉担当課が連携して、日ごろの見守り活動と結びついた災害時の安否確認や情報伝達、避難支援体制の確立に向けた取り組みの輪を広げています。今後、それぞれが把握している情報の共有化と個人情報保護対策と市避難支援プラン全体計画の策定が必要になっています。

市では、災害時の避難場所となる小・中学校等公共施設 32 か所をリストアップし、災害状況に応じて被災者がより安全な場所に避難できるようにしています。また、不特定多数の避難者の中では十分な介護ができないため、特に介護が必要な要援護者のために開設する福祉避難所として富士見特別支援学校、みずほ学園、人間東部むさしの作業所、ケアセンターふじみ、老人福祉センターの5か所を指定しています。今後は、災害が発生した際の災害時要援護者への情報伝達、避難誘導や、避難所における相談、介護、治療体制を整備していく必要があります。

施 策

1 緊急時連絡体制の強化

事 業	内 容	関係課
緊急通報装置の利用促進	緊急通報装置の利用促進を図るとともに、適切な使い方の指導に努めます。	障害福祉課 高齢者福祉課

2 防災体制の強化

事 業	内 容	関係課
災害時要援護者の安全対策	民生委員、社会福祉協議会、福祉団体等が連携し、障害のある人などの災害時要援護者の安全対策を図ります。	安心安全課 福祉課 高齢者福祉課 障害福祉課
防災対策の充実	障害者団体等との懇談会などを通じ、障害のある人の生活実態に即した防災対策を進めます。	安心安全課 障害福祉課
	避難所の周知徹底に努めます。	安心安全課
	障害ある人の状況に応じた情報伝達手段の活用を図ります。	安心安全課 障害福祉課
	避難支援プラン全体計画を策定し、災害時の安全な避難誘導體制の整備を図ります。	安心安全課
	障害のある人が防災訓練等に参加しやすい条件整備(手話通訳者、ヘルパーの派遣等)により、参加の促進を図ります。	安心安全課
	障害児者福祉施設、医療施設、関係機関や近隣市町、国等との災害時の連携体制の強化を図ります。	安心安全課 関係各課
	避難所における障害のある人の治療、介護体制の充実を図ります。	安心安全課 関係各課

第2 可能性を広げられるまち

1 教育・放課後児童健全育成の充実

現況と課題

障害のさまざまな状況に応じて、一人ひとりに必要な支援を行い、能力を最大限に伸ばすことのできる教育を進めていくことが求められています。このため、教職員の障害への理解や指導力の一層の向上が必要となっており、特別支援教育研究委員会の設置や講演会の開催、特別支援教育コーディネーターの養成研修会への参加、小・中学校初任者研修による社会福祉施設での体験などに取り組んでいます。また、発達障害についての理解と支援について研さんに努めています。今後もこれらの取り組みを一層進めていく必要があります。

市内の特別支援学級は小学校 12 校中 7 校、中学校 6 校中 2 校に設置されています。今後は特に、通常学級に在籍する発達障害を含む教育上特別な支援の必要な児童生徒への適切な指導が課題となっています。

また富士見特別支援学校があり、障害のある児童生徒への教育を推進していますが、その専門的な機能を通常学級に在籍する発達障害を含む教育上特別な支援の必要な児童生徒の教育にも活用しています。

障害のある子どもやその家庭が抱える、学校生活上のさまざまな悩みごとに対して、市教育相談研究室と連携した特別支援教育相談や、臨床心理士(スクールカウンセラー)による相談活動等を行っており、今後もきめ細かな対応を図っていく必要があります。

障害のある子どもたちが学校を卒業した後の自立した生活に向け、進路指導は大きな課題となっており、就学支援委員会における指導や教育相談の一層の充実が必要となっています。

子どもの頃からノーマライゼーション理念の浸透を図り、障害のある・なしにかかわらず他者を理解し、思いやり、尊敬する心を育てていくことが必要です。市内の全校が社会福祉推進校に指定されています。今後は、特別支援学級の設置されていない学校における交流及び共同学習が課題となっています。

障害のある子どもが、学校生活の中で不自由を感じることなく生活できるよう、障害のある子どもの入学に合わせ、簡単な施設改善(階段手すり、トイレ手すりなど)を行っています。また、エレベーターや障害者対応トイレなどの設備が整備されていない校舎もあり、さらに整備を進める必要があります。

放課後児童クラブは全ての小学校に設置し、富士見特別支援学校に通っている児童も含め障害児を受け入れています。障害の状況に応じた保育の充実が求められています。また、富士見特別支援学校に通学する児童生徒への放課後事業対策については、学校施設を活用し事業を行っています。今後はより学校と連携し施設環境の向上に努める必要があります。

放課後児童クラブの設備環境については、施設の新設や建替えに併せ全ての施設にスロープや障害者対応トイレを設置しています。今後は適正な維持管理に努める必要があります。

施 策

1 教育内容の充実

事 業	内 容	関係課
教職員の指導力の向上と教育内容の充実	学校内での支援体制を整備し、特別支援教育コーディネーター養成研修会への教職員の参加を図ります。	学校教育課 教育相談研究室
	通級指導教室の設置に向けた準備を図ります。	学校教育課 教育相談研究室
	富士見特別支援学校と各学校との連携を図り、個別の教育支援計画の作成など、特別支援教育の一層の向上に努めます。	学校教育課 教育相談研究室
悩みごとへの相談体制の充実	相談体制の充実、臨床心理士(スクールカウンセラー)との連携、巡回による相談支援の活用など、相談体制の充実を図ります。	学校教育課 教育相談研究室
進路指導の充実	就学支援委員会等による進路指導の充実を図ります。	学校教育課 教育相談研究室
交流及び共同学習の推進	特別支援学級の設置されていない学校を重点に、障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習を推進し、子どもの頃からのノーマライゼーション理念の浸透を図ります。	学校教育課 教育相談研究室

2 学校施設の整備

事業	内容	関係課
学校施設・設備の整備	障害のある子どもも利用しやすい施設・設備の改善について、大規模改修等に併せて整備を図ります。	教育総務課

3 放課後児童健全育成の推進

事業	内容	関係課
放課後児童クラブへの障害児の受け入れ	指導員の養成・確保を図るとともに、資質の向上に努めます。	子育て支援課
施設・設備の適正管理	スロープ、障害者対応トイレ等の適正な維持管理に努めます。	子育て支援課

2 就労の支援

現況と課題

平成18年4月、改正障害者雇用促進法が全面施行され、精神障害者も障害者法定雇用率に算入されることになりました。

障害者雇用については、法定雇用率達成企業に対しては調整金が支給され、未達成企業に対しては納付金の納入が課せられ、障害者雇用計画の提出が求められることなどが制度化されています。また、障害のある人の働く場に対する発注額を前年度より増加させた企業に対しては、企業が有する減価償却資産の割増償却を認め、法人税等を軽減する制度が平成20年度に創設されるなど、障害のある人の就労を支援する制度が拡充されています。

障害者自立支援法において、就労の支援は大きな柱の一つになっており、就労移行支援事業や就労継続支援事業が創設されています。富士見市内の事業所においては、平成19年4月にゆいの里が就労継続支援B型、平成20年4月にむさしの作業所が就労移行支援事業及び就労継続支援B型のサービスを開始しています。今後、特別支援学校をはじめ障害のある人の卒業生の受入先の確保や就労のための準備訓練、職場定着支援、離職者の再就労支援等が重要になります。

障害のある人が地域の中で主体的に暮らしていくためには、障害の状況に合った適切な仕事に就けることが必要であり、ハローワークや就労移行支援・就労継続支援事業者、関係機関などとの連携が重要です。また、就労の相談や就労訓練を適切に受けられる体制を整える等、障害のある方の就労支援を総合的に行うため、早急な障害者就労支援センターの整備が必要となっています。

事業所における障害への理解を深めるとともに、障害のある人の適性を的確に把握するため、仕事を実習できる機会が重要です。むさしの作業所では就労移行支援事業の実習先として、特別養護老人ホームの清掃作業や三芳町にある同作業所の「福祉ショップ・ふれんず」で働いている人もいます。今後、事業を充実させていくことにより、さらに実習先が確保できるものと考えられます。

特別支援学校などにおいては、職場体験などを通じて、職業能力の向上や職場の雰囲気になじむことができるようにしていく必要があります。

障害のある人の就労を支援するため、広域型の「埼玉県西部地域障害者雇用支援センター」がりましたが、平成21年3月末で廃止されることから、今後は富士見市を含む障害保健福祉圏域において「障害者就業・生活支援センター」の早急な設置が望まれています。

就労希望者を就労に結びつけるため、「入間東部障害者就職面接会」があり、障害のある人の参加を呼びかけています。

障害のある人が働ける場として、法定雇用率が達成されるよう障害のある人の雇用の確保を促進していく必要があります。中央図書館内の福祉喫茶や、市役所、ケアセンターふじみ（週2回火・金）の中には、保護者会が運営する売店があります。市役所や中央図書館等において、富士見特別支援学校等からの実習生の受け入れを進めています。また、働く場の確保にあたっては、障害のある人の特性に対する理解のもと、一人ひとりの能力が生かせるような職種や職場を考えていくことが必要です。

平成20年3月、地方自治法施行令の改正により、地方公共団体の随意契約について、障害者支援施設等から物品を買い入れる契約のほかに、新たに役務の提供を受ける契約が追加され、公園・建物の清掃、包装・組立、袋詰め作業などが随意契約で行えるようになりました。

施 策

1 就労訓練等の充実

事業	内 容	関係課
就労移行支援・就労継続支援事業の充実	特別支援学校卒業生の受け入れ確保や、就労支援のため公共施設や民間企業の実習先を確保する等、就労移行支援・就労継続支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
学校教育における職場体験	富士見特別支援学校高等部生徒の職業実習など、学校教育における職場体験を実施します。	学校教育課

2 障害者雇用の支援

事業	内 容	関係課
障害者就労支援センターの整備	ハローワークや就労移行支援・就労継続支援事業者、関係機関などと連携し、障害のある人の就労相談や支援を実施するため、障害者就労支援センターの整備を進めます。	障害福祉課
就労相談の充実	ハローワークとの共催による「入間東部障害者就職面接会」への参加を促進します。	産業振興課 障害福祉課

3 障害者雇用の促進

事業	内容	関係課
市における障害者雇用の推進	要綱等の整備を行い、障害者雇用の促進を図ります。	職員課
	市役所、中央図書館等の業務における実習生の受入れの拡充と職場、利用者の理解促進に努めます。	職員課
民間企業における障害者雇用の促進	関係機関と連携し、民間企業における障害者への理解の向上と雇用の促進を図ります。	産業振興課 障害福祉課

4 障害者支援施設等との随意契約の推進

事業	内容	関係課
市における障害者支援施設等との随意契約の推進	障害者支援施設等との随意契約を推進します。 ・物品の購入 ・公園・建物の清掃作業 ・袋詰め、発送業務 ・包装、組立作業	管財課 各課共通

3 生涯学習の支援

現況と課題

障害のある人が、生涯にわたり自己の能力を最大限に伸ばし、生きがいを持って生活していくためには、さまざまな学習機会や活動機会を確保することが必要です。アンケート調査では、趣味や学習等の活動で困ることとして、活動のための情報が少ないことや、障害のある人が参加できる講座等が少ないことなどがあげられており、一層の学習内容の充実と受入れ体制の整備が必要となっています。

市民及び市内在勤の障害者の交流や文化・レクリエーション活動の場として、ボランティアの協力を得ながら「ふじみ青年学級」を開催していますが、重度障害者については、人的・施設的な受入れ体制上むずかしい状況となっています。今後は、知的障害者の学習への支援や在宅の障害のある人の掘り起こしが課題となっています。

市内作業所や社会福祉協議会と共催により知的障害者を主な対象にコンサートを毎年開催し、文化活動に触れる機会をつくっています。今後は、当事者が観客としてだけでなく、主体的に参加できる内容づくりが課題となっています。

学習等の活動の場となる施設・設備を、障害のある人も利用しやすいように改善していくため、盲導鈴の設置や障害者用駐車スペースの確保などを進めています。今後は、エレベーター未設置公民館へのエレベーターの設置や、難波田城資料館への車いすの増設などが課題となっています。

スポーツ指導者への障害に対する理解の向上を図る機会を含め、障害のある人も一緒に参加できるスポーツ機会の拡充を図ります。

スポーツ施設については、今後もどんな改善が必要なのかを検討しながら、整備を進めていきます。

図書館は市民の学習活動の場として広く親しまれています。障害のある人が読書や学習活動を進められるよう、大活字本、点字雑誌、点字広報、録音図書、手話ビデオなどを整備しています。録音テープやデージー図書など録音図書のニーズが高くなっており、今後も利用者のニーズを踏まえて一層の充実を図る必要があります。

対面朗読を継続的に実施していきます。

ボランティアグループとの連携については、点字サークル「きつつき」より点訳本の寄贈を受け活用していきます。

図書館施設の整備については、盲導鈴をはじめ、バリアフリー化を進めています。

施 策

1 学習機会の充実

事業	内 容	関係課
学級・講座の充実	「ふじみ青年学級」における学習活動の充実を図るとともに、活動を通して、なかま(学級生)同士、また地域との交流を深めます。 さらに関係団体等と協働し知的障害者のコンサートを充実していきます。	鶴瀬公民館
	なかま(学級生)のニーズに応じた学習機会を提供していくため、ボランティアの育成・組織化を図ります。	鶴瀬公民館

2 学習施設の整備

事業	内 容	関係課
施設・設備の整備	障害のある人が利用しやすい学習施設の整備を計画的に進めます。	生涯学習課 各公民館 ふじみ野交流センター 鶴瀬西交流センター

3 スポーツ活動の推進

事業	内 容	関係課
スポーツ活動機会の確保	障害のある人のスポーツ機会を拡充するため、ニーズに応じたスポーツ教室等の開催を図ります。	生涯学習課

4 スポーツ指導者の養成・確保

事業	内 容	関係課
スポーツ活動の指導の充実	さまざまな障害の状況に応じた指導を図るため、スポーツ指導者の研修会への参加促進に努めます。	生涯学習課

5 スポーツ施設の整備

事業	内容	関係課
スポーツ施設・設備の改善	スポーツ施設への障害者対応トイレやスロープなどの設置に努めます。	生涯学習課

6 図書館の充実

事業	内容	関係課
資料の整備と利用促進	さまざまな障害の状況に応じた蔵書等の資料の整備を推進します。	中央図書館
	点字図書館等との資料の相互貸し出しを一層進めていきます。	中央図書館
	音声パソコン、デジタル録音機等を利用して利用者のニーズに対応していきます。	中央図書館
朗読者の資質向上、養成	朗読者養成講座の充実を図るとともに、新たな朗読者の養成に努めます。	中央図書館
障害者サービスの充実	手話講座への図書館職員の参加促進に努めます。	中央図書館
	講演会などにおいて、社会福祉協議会による「手話通訳者派遣事業」との連携を検討します。	中央図書館
	ボランティアグループとの連携を図ります。	中央図書館
	対面朗読が利用しやすいよう環境整備を進めます。	中央図書館
図書館施設の整備	つるせ台小学校内鶴瀬西分館のバリアフリー化を図ります。	中央図書館

第3 快適にくらせるまち

1 活動しやすいまちづくり

現況と課題

障害があっても気軽に、安心して、楽しく外出し活動できるまちの環境を向上していく必要があります。オストメイトトイレやエレベーターの整備がすすめられてきましたが、さらなる整備が求められています。

市では、市民の参画のもと、市民と行政が一体となり、共に歩む基本的なまちづくりの方針として、平成14年3月に「富士見市都市計画マスタープラン」を策定し、まちづくりを進めています。今後もこの計画に基づき、誰もが活動しやすいユニバーサルデザインの環境を念頭に、まちづくりを進めていく必要があります。

市内の各公共施設については、「埼玉県福祉のまちづくり条例」及び「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」(埼玉県建築物バリアフリー条例)に沿って整備を進めていますが、民間の施設にあっては、一定の用途と規模により「富士見市開発行為等に関する指導要綱」の規定に基づき、事前協議の中で両条例に沿って協議をしています。

市役所庁舎については、市のシンボル施設として、ハード・ソフトの両面でバリアフリー化に努めています。本庁舎にエレベーターと多目的トイレを整備し、障害のある人や高齢者等が円滑に利用できるよう改善を行ってきました。今後も引き続き、誰もが利用しやすく親しめる施設づくりを推進していく必要があります。

市内には東武東上線が通っており、市内3駅(みずほ台駅・鶴瀬駅・ふじみ野駅)について一定のバリアフリー化が実施されましたが、東武東上線改善対策協議会において、今後も駅舎の整備要望をするよう要請するとともに、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称「交通バリアフリー法」)を具体的に実施していくための検討が引き続き必要となっています。

市民の憩いの場となっている公園については、障害者対応トイレ、障害者用駐車スペース、出入口の段差解消などの整備を進めてきています。今後は、障害のある人の視点に立ち、既存施設の一層のバリアフリー化が必要となっています。

障害のある人が安心して歩ける道路環境を向上するため、歩道、視覚障害者誘導用ブロック等を整備していますが、これらの整備には地権者の理解や合意が欠かせません。一方で、視覚障害者誘導用ブロック上の放置自転車対策が課題となっており、近隣自治体、東武鉄道と共同で放置自転車への意識向上と駅前の環境整備(放置自転車の

撤去)を実施しています。違法駐車対策として、みずほ台駅東西口に市営自動車駐車場の整備を進めてきました。違法駐車についても、自動車運転者のモラルの向上が必要です。

違法駐車や放置自転車等に対する市民のモラルの向上に努めるとともに、不法占用物への警告書を添付し、移動警告・撤去、警察署との協議を実施していますが、いったん改善しても繰り返されてしまうのが現状であり、これについても市民のモラルの向上が求められています。

市の公共施設や市内のスーパーなどの駐車場では、障害者用駐車スペースがしだいに確保されつつありますが、常に車が駐車されていたり、バイクや自転車などが置かれているなど、障害のある人や妊婦の方、高齢者などが利用できない場合があります。今後とも、障害のある人など本来の利用者が円滑に利用できるよう、駐車場を利用している多くの方々の理解と協力が必要です。

施 策

1 福祉のまちづくりの推進

事 業	内 容	関係課
福祉のまちづくりの推進	障害のある人や高齢者など、誰もが暮らしやすいまちをつくるため、「埼玉県建築物バリアフリー条例」に基づき、福祉のまちづくりを推進します。	建築指導課 障害福祉課

2 公共施設等の整備

事 業	内 容	関係課
公共施設等の整備	障害のある人が利用しやすいよう、公共施設・公共的施設の施設・設備の改善を図ります。	管財課 関係各課
鉄道駅舎等の整備の要請	東武東上線改善対策協議会へ駅舎の整備要望について要請し、駅へのエレベーターの設置などを促進します。	道路交通課
	「交通バリアフリー法」の具体化について検討します。	道路交通課
公園の整備	障害のある人が公園を利用しやすいよう、既存施設の整備方法について検討します。	まちづくり推進課

3 道路環境の整備

事業	内容	関係課
安全な道路づくり	歩道や視覚障害者誘導用ブロック、交通安全施設の整備を図ります。	道路交通課
違法駐車、放置自転車等への対策	違法駐車や放置自転車等に対する市民のモラルの向上に努めるとともに、近隣自治体、東武鉄道株式会社等関係機関への働きかけに努めます。	道路交通課
	違法駐車を取り締まり強化を警察に要請します。	道路交通課
	不法占用歩道改善箇所を解消するため、パトロールの強化と市民のモラルの向上を図ります。	道路交通課 建設管理課

4 障害者用駐車スペースの確保

事業	内容	関係課
気軽に安心して利用できる駐車スペースの確保	市の公共施設やスーパーなどの公共的施設の障害者用駐車スペースの確保と円滑な利用に向けたまちづくりを推進します。	障害福祉課 管財課 福祉課 産業振興課 建築指導課 関係各課

2 外出の支援

現況と課題

アンケート調査の充実希望施策として「移動・交通手段の確保」が少なくありません。移動制約者が手軽に、安心して外出できることが社会参加の第一歩です。これらのサービスの普及が求められています。

市内循環バスについては、リフト付バスの導入や運行ダイヤの改正等を進めています。今後、教育相談研究室を訪れる人など、障害のある人等の生活行動に即したバスコースの改善などが求められています。

障害のある人の外出支援策として、自動車燃料費の助成や福祉タクシー利用料金への補助制度があります。また、市内循環バスの利用では、平成20年12月から介助を要する障害のある人が特別乗車証を提示することで、介助者1名の運賃が無料となりました。車両もリフト付きのものとなり、車椅子による利用もしやすいものとなりました。

障害者自立支援法で外出や移動介助サービスが行われるとともに、生活サポート事業による移送サービスも行われています。今後も、これらサービスの充実と利用促進を図り、障害のある人の活動を支援していく必要があります。

施策

1 市内循環バスの充実

事業	内容	関係課
バス運行の充実	車両更新時リフト付バスの導入を図りました。	道路交通課
	利用者のニーズに応じたバス運行の改善を図ります。	道路交通課
バス停留所付近の整備	バス停留所付近の歩道、道路の整備を図ります。	道路交通課

2 交通手段利用への支援

事業	内容	関係課
福祉タクシー利用券・自動車燃料費補助制度の推進	福祉タクシー利用券・自動車燃料費補助制度を推進します。	障害福祉課
市内循環バス特別乗車証の交付	障害のある人への市内循環バス特別乗車証の交付を進めます。	障害福祉課
自動車運転免許取得・自動車改造費補助制度の推進	自動車運転免許取得費などの補助制度により、積極的な就労及び社会参加を支援します。	障害福祉課

3 移動支援の充実

事業	内容	関係課
移動介助・移送サービスの充実	移動支援事業、生活サポート事業により、移動制約者の移送サービスの充実を図ります。	障害福祉課
福祉有償運送サービスの充実	移動制約者の利便性を図るため、福祉有償運送の充実を図ります。	障害福祉課

3 理解と交流の促進

現況と課題

障害のある人が、地域の中で安心して快適に暮らしていくためには、障害のある・なしにかかわらず、市民がお互いを理解しあい、思いやりと助けあう心を持ち、尊敬の念を持つことが前提と言えます。アンケート調査では、差別を受けた経験が「ほとんどない」35.6%とある一方、「よくある」「時々ある」を合わせますと約40%となり、理解を深めるためには「学校での福祉教育の充実」の必要性をあげています。また、精神障害者では「障害のある人が自立の努力をして積極的に進出する」という回答がもっとも多くなっており、障害当事者が主体的に活躍する地域づくりが求められています。

障害への理解を深めるためには、子どもの頃からノーマライゼーションの意識を浸透していくことが重要であり、市内の全小・中学校を社会福祉推進校に指定し、福祉教育、ボランティア体験活動等に取り組んでいます。また、ふれあい講演会においては障害のある人を講師に招くなどの活動を行っています。今後も、これらの活動を通じて、理解と交流を図っていく必要があります。

障害のある人のコミュニケーション支援の充実は大きな課題です。平成16年度から開始した手話通訳派遣事業の派遣回数は年々増加しています。現在の態勢では派遣要望に応じきれないこともあり、通訳者の一層の確保が必要になっています。また、聴覚障害者の会や手話サークルの協力で実施している「手話奉仕員養成講習会」や「手話通訳者養成講習会」を広域で安定した事業とするため、平成20年度からは三芳町との共同事業として、これらの講習会を実施しています。

市では中途聴覚障害者にとって有効なコミュニケーション支援となる要約筆記奉仕員派遣事業を実施しています。さらに充実させるため、事業の担い手の養成が求められています。

市民のボランティア活動への関心は高く、障害のある人自身が、同じく障害のある人に対して手助けをしたいという意向も見られます。市民や障害当事者の意欲を実際の活動へ結びつけることができるよう、ボランティア活動に関する情報提供や参加のきっかけづくりなどへの支援を図る必要があります。また、手話、朗読、点訳、その他障害のある人へのさまざまなボランティア活動が行われており、これらの活動を一層盛んにしていくことも重要です。

障害のある人の選挙への参加が重要な課題です。このため、期日前投票、不在者投票、郵便(在宅)投票、代理投票等の制度の周知や、点字の候補者氏名掲示、投票所に簡易スロープを設置するなど、バリアフリー化に努めています。選挙公報の点字化や音

声化の要望があり、検討課題となっています。

平成18年12月に国連で「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が全会一致で採択されました。わが国も平成19年9月に署名しました。今後は、国内法の整備など課題もありますが、条約の批准が期待されています。これに伴い、「合理的な配慮」などの具体化が求められることになるものと思われます。今後、この条約の理念を推進していく必要があります。

施 策

1 障害者理解の促進

事業	内 容	関係課
障害者理解の促進	地域自立支援協議会の活動を通じ、障害当事者、事業者、関係機関、幅広い市民との協働を広げるとともに、「広報ふじみ」や市ホームページの活用で障害への理解の促進を図ります。	秘書広報課 障害福祉課
学校教育におけるボランティア・福祉教育の充実	社会福祉施設との連携を図りながら、学校教育におけるボランティア・福祉教育の一層の充実を図ります。	学校教育課

2 交流の推進

事業	内 容	関係課
交流機会の拡充	各種のイベントなどを通じ、障害のある・なしにかかわらず、多くの人たちの交流機会を拡充します。	福祉課 障害福祉課
	「高齢者いきいきふれあいセンター」等、ボランティアの協力を得ながら継続的に交流活動を促進します。	健康増進センター
	幅広い交流の場として、市民福祉交流センター「ぱれっと」等の活用を推進します。	福祉課
	福祉スポーツ大会の内容をより充実させ、多くの参加を促進します。	福祉課

3 ボランティア活動の促進

事業	内容	関係課
ボランティア活動の促進	社会福祉協議会と連携し、障害のある・なしにかかわらず、市民のボランティア活動への参画を促進するため、情報提供や体験機会の提供などを図ります。	福祉課
	社会福祉協議会と連携し、ボランティアの養成・確保、ボランティアセンターの充実、活動場所の提供を図ります。	福祉課

4 選挙への参加促進

事業	内容	関係課
参加しやすい選挙制度の整備の要請	さまざまな障害の状況を考慮しながら、障害のある人が選挙に参加しやすい選挙制度の改善について国、県に要請します。	選挙管理委員会
投票方法の周知・啓発	障害のある人が利用しやすい選挙制度の周知、啓発に努めます。	選挙管理委員会
	選挙特集・せんきよだよりのテープ化等を図り、選挙の概要等の周知に努めます。	選挙管理委員会
投票所のバリアフリー化	施設管理者と協議しながら、投票所への簡易スロープなどの設置を図り、バリアフリー化に努めます。	選挙管理委員会

5 あらゆる場面への参加の促進

事業	内容	関係課
障害当事者の参加・協働の推進	事業の企画段階から障害のある人の参加を得ながら、各種行事の開催・充実を図ります。	障害福祉課 他全課
コミュニケーション支援事業の充実	手話通訳者派遣事業の充実を図ります。	障害福祉課
	手話通訳奉仕員養成、手話通訳養成講習会を継続します。	障害福祉課
	要約筆記奉仕員の養成を進めます。	障害福祉課
「障害者権利条約」の理念の推進	障害のある人が差別なしに社会参加できるよう「合理的な配慮」など、条約の理念を推進します。	障害福祉課

4 相談・情報提供の充実

現況と課題

障害のある人が地域の中で主体的に、安心して、いきいきとした暮らしを送ることができるためには、生活に必要なさまざまな情報を容易に入手することができること、また、いろいろな悩みを気軽に相談できる場が身近なところにあることが必要です。

問題解決をめざすためには、障害者自立支援法のサービスを活用し相談支援を継続して受けられる体制が必要です。

埼玉県では身体障害者及び知的障害者相談員制度があり、相談活動が行われています。とりわけ、精神障害者にとって当事者同士の交流は大きな意義がありますので、気楽に交流・相談できる場が早急に整備される必要があります。

障害の状況はさまざまであり、それぞれに適した情報提供手段を導入・活用していくことが重要な課題となっています。「広報ふじみ」をはじめ各種の広報等のテープ化、さらにはデージー化を進めています。また、インターネットが幅広い年代に広く普及している中、障害のある人の情報入手手段としても大きな役割を果たしており、現在、市のホームページを音声で読み上げられるように整備を進めています。情報のテープ化については、市からのすべての情報へ対応しておらず、今後、障害の状況を踏まえ、さまざまな情報伝達手段の作成の基準を明確にして整備していくことが必要となっています。

障害のある人や介護する人などの個々の課題解決のため、平成20年度に市に設置された地域自立支援協議会で、相談支援事業の公正性と中立性を確保していくことが求められています。

障害があるゆえに抱える虐待の被害を防止するため、相談体制の充実などの取り組みが必要となっています。

施 策

1 相談体制の強化

事 業	内 容	関係課
相談体制の充実	地域自立支援協議会の活発な活動を通じて、きめ細かい適切な問題解決に努めます。	障害福祉課
地域における相談活動の促進	民生委員・児童委員など、地域における相談活動の充実を促進します。	福祉課
虐待防止・相談の充実	虐待防止に向けた相談体制を推進します。	市民相談室 障害福祉課

2 情報提供の充実

事 業	内 容	関係課
障害の状況に応じた情報提供	広報ふじみのデージー化を推進するとともに、点字版について検討します。	秘書広報課
	障害のある人の生活実態を踏まえ、携帯電話などを活用した情報伝達手段について研究を進めます。	秘書広報課 障害福祉課
	点字テープによる表記に努めます。	障害福祉課
	SPコードやインターネットによる音声化に努めます。	障害福祉課
市広報紙、障害者福祉のしおり等の充実	障害のある人が必要な情報をタイムリーに入手できるよう、障害のある人のニーズを踏まえ、「広報ふじみ」「障害者福祉のしおり」や市ホームページ等の充実を図ります。	秘書広報課 障害福祉課
公共機関のファクシミリ番号の広報・案内	公共機関のファクシミリ番号の市民便利帳等への掲載についての充実を図るとともに、その広報・案内に努めます。	秘書広報課 障害福祉課
公共施設におけるファクシミリやインターネットの活用促進	公共施設におけるファクシミリでの情報の受入れ体制について検討するとともに、インターネットなどの活用を図ります。	障害福祉課 他全課